

<b>議 案 名</b>	<b>富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b>
<b>制 定 趣 旨</b>	食事療養標準負担額に加え、生活療養標準負担額の食費分も助成対象とするため、条例の一部を改正するものです。
<b>制 定 内 容</b>	重度心身障害者医療費の支給において、加入している健康保険の保険者から標準負担額の減額認定を受けているときは、食事療養標準負担額の全額を助成していますが、低所得者支援の観点から生活療養標準負担額の食費分についても、助成対象とするため改正するものです。
<b>施 行 日</b>	公布の日

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの療養に要する費用の額を除く。以下この項において「療養額」という。）から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額認定を受けているときは、療養額から保険給付、生活療養標準負担額(食費に係る額を除く。)、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額（第1項第3号の規定に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの療養に要する費用の額を除く。以下この項において「療養額」という。）から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、医療保険各法その他の規定により食事療養標準負担額_____の減額認定を受けているときは、療養額から保険給付、生活療養標準負担額_____、法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</p>